

ウェブデザイン実務士資格認定に関する規程

(資格の授与)

第1条 一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「本協会」という。）は、本規程に定める要件を満たした者にウェブデザイン実務士の資格を授与する。

(資格の使用)

第2条 ウェブデザイン実務士の資格は、本協会の資格認定証を授与された者でなければ、使用することができない。

(資格の取得)

第3条 ウェブデザイン実務士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す科目群の必修科目及び選択科目合わせて20単位以上を修得しなければならない。またこのうち、必修科目「ウェブデザイン演習」については作品のWeb上の公開とともに、100点満点で70点以上、もしくは70点以上に相当する評価点を得たものでなければならない。

必修科目（3科目6単位以上）

ウェブデザインⅠ	講義又は演習	2単位
ウェブデザインⅡ	演習	2単位
ウェブデザイン演習	演習	2単位

選択必修科目（2科目4単位以上）

ウェブプログラミング演習	演習	2単位
マルチメディア演習	演習	2単位
デザイン論	講義又は演習	2単位

選択科目（5科目以上10単位以上）

本協会の情報処理士資格認定に関する規程、第3条第1項に定める選択科目の内「I群 情報処理関連分野」より大学において定める科目単位

- 既に情報処理士もしくは上級情報処理士資格を取得した者、または必要単位を修得した者については、前項に定める選択科目の履修を免除することができる。
- 大学が認めた場合は、選択科目について、他大学で履修した科目単位をもって、当該認定課程の履修とみなすことができる。
- 既に情報処理士課程もしくは上級情報処理士課程の認定を受けている大学にあっては、情報処理士課程もしくは上級情報処理士課程の履修者を対象とした課程に限り、必修科目及び選択必修科目のみで課程認定申請を行うことができる。
- 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。
- 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。

- 7 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。
- 8 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。

(専任教員)

- 第4条 必修科目もしくは選択必修科目を担当する教員のうち1名以上は専任教員を配置するものとする。
- 2 前項に掲げる専任教員については、履歴書及び業績調書(実務実績を含む。)を提出しなければならない。
 - 3 教員資格は、大学及び短期大学設置基準の資格要件を準用する。
 - 4 本協会はウェブデザイン教育を担当する教員の教授法の改善・向上に資するため、必要に応じて研修会を実施する。

(施設・設備)

- 第5条 施設・設備は、ウェブデザイン実務士教育に必要な機能をもつものを備えるものとする。

(図書・学術雑誌等)

- 第6条 図書・学術雑誌等は、ウェブデザイン実務士教育に必要なものを保有するほか、視聴覚教材をも保有するものとする。

(実情調査)

- 第7条 教育の実施状況について、必要に応じ随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には資格認定証を授与しないことがある。

(資格取得申請)

- 第8条 ウェブデザイン実務士資格認定証は、当該大学長の申請に基づき授与する。
- 2 第3条第7項に定める科目等履修生が資格認定証の授与を受ける場合は、資格認定に必要な科目単位を認定した大学長の申請に基づくものとする。
 - 3 第3条第2項による情報処理士課程もしくは上級情報処理士課程の履修者を対象とした課程により資格認定に必要な科目単位を修得した者の申請については、選択科目についても改めて履修科目名等を記載した申請書を作成するものとする。

(申請年度等)

- 第9条 前条の申請は、課程認定承認年度以降、第3条の要件を満たした者から適用する。
- 2 申請の期限は、毎年7月末日及び11月末日とし、資格認定証は単位修得確定後、当該申請大学の学長に送付する。

(申請費用)

- 第10条 申請に要する費用は、1件あたり5,000円とする。

(資格認定証の様式)

- 第11条 資格認定証の様式は、別に定める。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成15年8月27日から施行する。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、一般財団法人全国大学実務教育協会の規程として平成21年4月1日から施行する。ただし、従前の全国大学実務教育協会において教育課程の認定を得ている場合は、これをすべて継承されるものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。